四

分野　回収代行のサービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業・金融附帯業
留保の種類　ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
政府の段階　市場アクセス（第四十六条）
措置　中央政府
　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条
　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条
概要　法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。
　いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。

五

分野　建設業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業
　ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。）
　ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章
　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
概要　１　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
　２　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

六

分野　流通サービス
小分野　アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　五二二二　酒類卸売業
　ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで
概要　この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。

七

分野　流通サービス
小分野　公共卸売市場において提供される卸売サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　五二一一　農畜産物・水産物卸売業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条、第十七条及び第三十三条
概要　公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。

八

分野　教育、学習支援業
小分野　高等教育サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　八一六　高等教育機関
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府

措置　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
概要　日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。
　「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。
　「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

九

分野　金融サービス
小分野
産業分類　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
　ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く）
　ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要　預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

十

分野　金融サービス
小分野　保険及び保険関連のサービス
産業分類　ＪＳＩＣ　六七二　損害保険業
　ＪＳＩＣ　六七四二　損害保険代理業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条
　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二
　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六
概要　次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。
　(a)　日本国内で運送される貨物
　(b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

十一

分野　熱供給業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二

分野　情報通信業
小分野　電気通信業
産業分類　ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等
　ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
　ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
　内国民待遇（第四十七条）